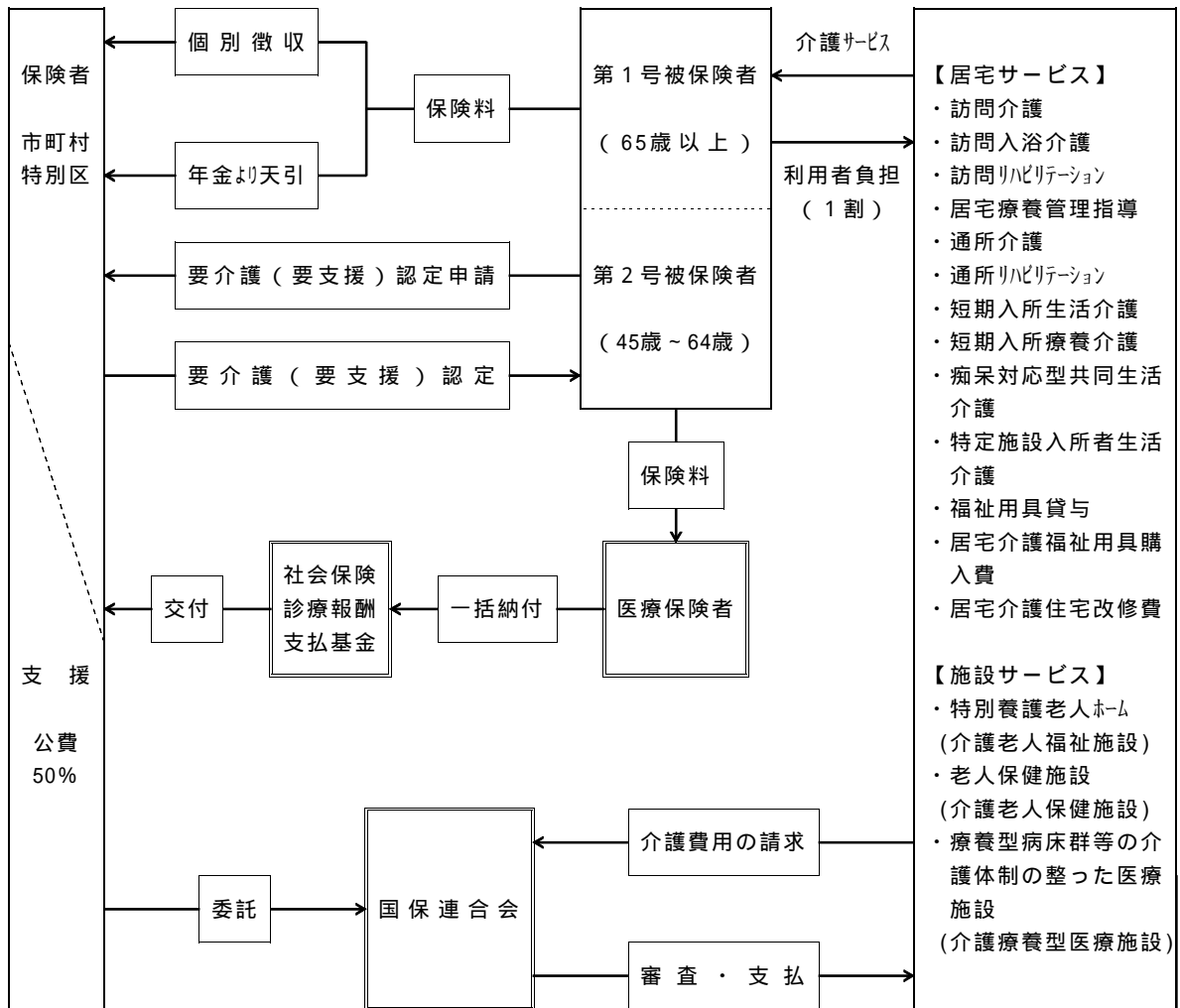


【介護保険制度のしくみ】



- (注) 1 介護保険料の保険料は、社会保険料控除の対象となる(所法74②三)。  
 2 第1号被保険者の保険料は、年額18万円以上の老齢・退職年金給付受給者については年金から天引きされ(特別徴収)、それ以外の第1号被保険者については市町村が個別に徴収(普通徴収)される。  
 3 第2号被保険者の保険料は、その者が加入している医療保険の保険料として一括して徴収される。